



ドイツの占領地通貨工作 : 「ドイツ信用金庫」を中心として

松井, 榮一

(Citation)

国民経済雑誌, 69(4):108-114

(Issue Date)

1940-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00056369>



その函數が他の諸生産物數量に關はりない事である。之はパレートの逆生産函數の長所を失つてゐる。吾々は次に吾々の考へるより一般な形の生産函數を考ふる事に依つてこの困難を除去し得る事を示さう。

nm 個の代替的生産用役量 x_{ij} 及び n 個の生産物數量 o_i の間に

$$(1) \quad f(x_{11}, \dots, x_{1m}, x_{21}, \dots, x_{2m}, \dots, x_{n1}, \dots, x_{nm}, o_1, o_2, \dots, o_n) = 0$$

なる一の代替的關係と、 $n(r-m)$ 個の limitational な生産用役量 x_{ij} に關する

$$(2) \quad x_{ij} = x_{ij}(o_i) \quad \left(\begin{matrix} i=1, 2, \dots, n \\ j=m+1, \dots, r \end{matrix} \right)$$

とが生産函數を構成するとし、全生産物數量を一定 (即ち $o_1, o_2, \dots, o_n$ を parameter) として總生産費 (3) $K =$

$\sum_{i,j}^r x_{ij}$ を極小ならしめる必要條件を求める。(1) から

$\sum_{i,j}^m \frac{\partial f}{\partial x_{ij}} dx_{ij} = 0$ (3) から $dK = 0 = \sum_{i,j}^n q_i dx_{ij}$ を得るから

($\sum_{i,j} q_i dx_{ij}$ に於て $j=m+1, \dots, r$ のとき消滅) この二つの同次式より

$$(4) \quad \frac{\partial f}{\partial x_{11}} = \dots = \frac{\partial f}{\partial x_{1m}} = \dots = \frac{\partial f}{\partial x_{n1}} = \dots = \frac{\partial f}{\partial x_{nm}}$$

を得、之と(1)とから nm 個の變數 x_{ij} (代替的用役數量) を決定する事が出来る。依て x_{ij} ($\begin{matrix} i=1, 2, \dots, n \\ j=1, 2, \dots, m \end{matrix}$) は凡て $o_1, o_2, \dots, o_n$ を parameter として表はす事が出来る。即ち

$$(5) \quad x_{ij} = x_{ij}(o_1, o_2, \dots, o_n), \quad \left(\begin{matrix} i=1, 2, \dots, n \\ j=1, 2, \dots, m \end{matrix} \right)$$

(5) は表面上パレートの逆生産函數に類似してゐるが之の函數は既に極小費用結合の選擇を経た後のものである。

(註 2) $x_{11} = x_{11}(x_{12}, \dots, x_{1m}, o_1)$ から o_i が $x_{11}, \dots, x_{1m}$ の函數と考へてはいけない事をナイサーは注意する。

他の諸點に就ては批評を省く。(家本秀太郎)

ドイツの占領地通貨工作

——「ドイツ信用金庫」を中心として——

一 昨秋ドイツ軍がポーランドに進撃するや、まづ九月十一日の軍令により、ライヒスマルクとツロテイとが一對二の交換比率を以て相並んで占領地全體における法

貨として認められた。次いで九月二十三日の軍令を以て、ドイツ領に編入された地方を除くポーランド占領地域に「ドイツ信用金庫」Reichskreditkassen が設けられ、これが軍用貨幣としての「ドイツ信用金庫證券」Reichskreditkassenscheine を發行することゝなつた。

その詳細に關しては、新庄博・波蘭占領地帯に於ける獨逸の貨幣政策、本誌昭和十五年一月號を参照せよ。本小稿はその後の發展の概觀を目的とする。

しかるに、一九三九年十二月十五日の法令を以て、

「ポーランド發券銀行」Emissionsbank in Polen, Bank Emisyjny w Polsce が前記ドイツ占領地域の發券銀行としてクラカウKrakau に設立されることゝなり、一九四〇年四月八日開業、同時にドイツ信用金庫は活動を停止、廢止さるゝにいたつた。たゞし、ドイツ信用金庫證券がなほ法貨として残つてゐるため、クラカウの金庫本部は當分の間存続せしめると定められた。

ポーランド發券銀行は右地域内における貨幣、支拂、および信用交通の維持を目的とし、ツロテイと稱する銀行券（その種類は五〇〇、一〇〇、五〇、二〇、一〇、五、二および一ツロ

ドイツの占領地通貨工作

テイの八種）の發行權を有する。この銀行券は右地域における唯一の無制限法貨にして、ライヒスバンクの銀行券、 Renten 銀行證券およびドイツ鑄貨は法貨として認められない。舊ポーランド銀行の五百および百ツロテイ銀行券は一九四〇年二月一日限り法貨たるの性質を失ひ、従つてそれまでに交換されねばならなかつた。その他の從來流通せる舊ポーランド銀行券も回收され、五月二十日までバーにて交換された。（因に、この新舊銀行券の引換は圓滑に行はれてゐる旨、發券銀行當局から報告されてゐる）従つて、ポーランド發券銀行券は五月二十日以後同地域唯一の法貨となるわけである。流通せる銀行券の準備として、（一）割引および貸付に基く債權、（二）ドイツ通貨の保有高、（三）ライヒスバンクおよびドイツ清算局における預金、および（四）最高額三十億ツロテイまでの第一位の・あらゆる公租公課に優先する土地税、が保有される。（この最後のものは舊ポーランド銀行券回收のために發行される新銀行券に對する準備であるが、一九二三年の Rentenbank の發券準備に類似するものとして注目に値する）

ポーランド發券銀行の統率は、總督が任免權を有する總裁一名、代理者一名または二名がこれに當るが、そのほか一名の銀行監督官が總督より任命され、すべての方策につき常に報告を受け、重要な政策、特に信用の許與および銀行利率の決定については、その許可を要することになつてゐる。同行の業務は次の如くである。（一）少くとも二名の支拂能力確實なる義務

者のある手形および小切手の割引、(二) 適當なる擔保物に對する利子附貸付の許與(通常六箇月以内)、(三) 預金および振替取引における無利子預金の受入れ、(四) 銀行の行ふ代理業務(特に手形その他の證書の取立)の遂行、(五) 有價物、特に有價證券の保護預りおよび保管管理。これ以外の業務は銀行監督官の許可を要する。なほ、總督管區の行政上必要な銀行および金庫業務を行ひ、ポーランド占領地域における金庫内部の支拂交通を仲介せねばならぬ。

以上の如くにして、ポーランド占領地域においてはドイツ信用金庫はその役割を果し、同地域の支拂手段はポーランド發券銀行によつて統一されるにいたつた。

(註) ドイツのポーランド占領地域は一九三九年十月十二日の總統令によつて總督がこれを統治して來たのであるが、本年八月十六日、右地域はドイツ領に編入されることになつた、と傳へられてゐる。これに伴つてマルク貨幣領域への編成替が行はれることが想像されるのであるが、これに關する資料を未だ入手してゐない。

二 ドイツ信用金庫は一九四〇年五月三日の最高國防會議の命令(RGBL. I. Nr. 86)によつてデンマークおよびノルウェーの占領地において復活されることゝなつたが、更に戦局の發展に伴ひ、五月十五日の命令(RGBL. I.

Nr. 86)によつて改正、擴充された。曰く、「デンマーク、ノルウェー、ベルギー、フランス、ルクセンブルクおよびオランダにおけるドイツ軍およびドイツ行政官廳に通貨を供給し、ならびに右地域における支拂交通および經濟を維持せんがために、ドイツ信用金庫證券およびドイツ信用金庫鑄貨を發行することを得」と。その發行はベルリンに設けられたドイツ信用金庫本部によつて行はれ、本部はこの目的のために三十億ライヒスマルクまでの貸付を政府に提供する。發行さるゝドイツ信用金庫證券は五〇、二〇、五、二および一ライヒスマルクおよび五〇ライヒスペーニツヒの六種、ドイツ信用金庫鑄貨 Reichskreditkassennünze は一〇および五ライヒスペーニツヒの二種である。

ドイツ信用金庫の管理委員はライヒスバンクの總裁の選任する若干名(そのうちより議長を出す)のほかに、大藏大臣、經濟大臣、國防軍總司令官および現地軍司令官の代表者各一名がこれに屬する。前記占領地域にはドイツ信用金庫を設置することを得るが、ドイツ信用金庫

本部はこれら個々の〔地方〕金庫の理事を任命し、金庫の所在地および組織を決定し、その業務經營を統轄する。

ドイツ信用金庫は前記占領地における貨幣、支拂および信用交通を統制する。本部の詳細なる指令に従ひ、次の業務を行ふ。(一)通常三人、少くとも二人の支拂能力確實なる義務者の署名ある手形および小切手の賣買(手形は買入の日より計算して六箇月以内に満期となることを要す)、(二)適當なる擔保物——手形、一定の有價證券商品およびその他の擔保——に對する利子附貸付、期限は通常六箇月、(三)振替および預金取引における無利子預金の受入れ、(四)銀行の行ふ各種代理業務の遂行特に手形およびその他の證券の取立、(五)有價物、特に有價證券の保護預りおよび保全管理。以上の業務以外は本部の許可を得てのみこれを行ふことを得るが、手形引受は許されない。

流通するドイツ信用金庫證券に對する準備は、次のものより成立つ。(一)手形および小切手の保有高、(二)貸付業務に基く債權、(三)ドイツ通貨の保有高、一定

の外國通貨の保有高、ライヒスバンクにおける預金および清算取引に基く預金、および大藏省證券、(四)ドイツ信用金庫本部の與ふる三十億ライヒスマルクまでの政府貸上金に基く國家に對する債權。

三 ドイツ信用金庫は極めて彈力的なる「補助的發券銀行」Hilfsnotenbankである。それは、ドイツ軍の占領地中、戰禍のため支拂および信用交通が不振を極め、ドイツ軍にまづ必要なる軍用貨幣を供給するこの補助機關なくしては、その停滯狀態より脱出し得ないか或は急速には脱出し得ないやうなところに設けられ、當該地方固有の信用組織が正常的に回復されるまで、その活動を續けるのである。このことは既にポーランド占領地域において明かにされたところであつて、ドイツ領に編入された東部大管區ではライヒスバンクがこれに代り、それ以外^{オストガウエン}の地域においてはポーランド發券銀行の設立によつて解消せしめられたのである。しからば、北歐および西歐諸國においてはどうかであらうか。

(一) 北歐諸國においては、特別にドイツ信用金庫を

設置する必要はなかつた。デンマー、クではコペンハーゲンの發券銀行は完全にその機能を發揮した。ハルウエーでは最初多少の摩擦を伴つたが、間もなくオスロの發券銀行と協力する道が拓かれ、初めにドイツ軍が發行したドイツ信用金庫證券は回收されつゝある。現在同國發券銀行は、ドイツ軍に交付するクロネと交換にドイツ信用金庫證券を受取ることをやめて、ベルリンの金庫本部における預金として保有することゝしてゐる。

(二) 西歐諸國においては、ドイツ信用金庫はすべての國に設置され、進撃し行く軍隊の後を追つて多くは軍司令部の所在地に定住した。(イ) オランダでは最も早く通貨金融の秩序は回復され、經濟復興が行はれた。最初八つの金庫が設けられたが、その後アムステルダムの一金庫を除いて廢止された。オランダ銀行は流通せるドイツ信用金庫證券の兌換に應じ、かつドイツ軍の貨幣要額をグルデンを以て交付することゝした。七月初め以來ドイツ信用金庫證券を發行せず、既發のものは本部がこれを受戻して、オランダ銀行の預金として記帳すべき旨

の協定が成立した。

(ロ) ベルギーにおいては、國立銀行は舊ベルギー政府によつて機能を果し得ないやうにされたから、こゝではドイツ軍の支拂手段を供給するためのみならず、逃亡者たちによるこの國の通貨の退藏および持ち逃げによつて支拂手段の異常なる缺乏が惹き起されたために、この地方の經濟生活の再運轉および必要なる復興をも目指して、五つのドイツ信用金庫が設けられた。たゞし、ドイツ領に編入されたオイペン、Eupen では、六月初め以來ライヒスバンクの支店が設けられた。

しかしながら、ベルギーにおいてもドイツ信用金庫は臨時的機關であつて、六月二十七日の軍令によつて「ブラツセル證券發行」Emissionsbank in Brüssel が創設され、ベルギーの四つの銀行と五つのコンツェルンから一億五千萬ベルギー・フランの株式資本の出資を得て、七月十五日より開業するにいたつた。新銀行券はベルギー・フランを稱し、同月末支拂のために流通せしめられたやうである。しかるに、七月中旬になつて、さきに逃亡せ

國立銀行の當局者が銀行券および紙幣原版を携へてフランスから歸つて來た。理論的には國立銀行は再び活動を開始し得る筈であるが、しかし直ちに新發券銀行に代位し得るや否やは、兩行に與へられた權限の相違に顧みて疑問である、といはれてゐる。

新發券銀行は六箇月期限の手形および小切手の割引のほか、國債地方債の買入をも行ふ。その發券準備には、これらの有價證券のみならず、例へば、國立銀行に對する預金および債權、およびドイツ信用金庫證券を含むドイツ通貨、ならびにライヒスバンクおよびドイツ清算局に對する預金等をも繰入れてゐる。同行の統率は總裁一名および代理者二名によつて行はれるが、そのほか一名の管理官が任命され、常にその營業狀態の報告を受け、重要な信用政策、利子政策についてはその認可を要すと定められてゐる。しかして、ドイツ信用金庫の活動は當分の間なほ續けられてゐる。

(ハ) 現在、ドイツ信用金庫はその重點をフランスに置いてゐる。こゝでは既に早く設けられた二つの金庫を除き、七月上旬以來多くの金庫が設けられ、現にその數は合計十八箇に達してゐる。しかしながら、これらの金庫もまたフランス銀行に代つて永久に或は比較的長期

間、支拂手段の流通を圖るべきではなく、過渡的にそれその地方において阻害された支拂手段の活動を補ふべきである。そして該地方の信用機關がその機能を果し得るにいたれば、金庫は再び撤退されるであらう、と考へられてゐる。現に、フランス政府の行動に倣つてパリを去つて非占領地帯へ移轉したフランス銀行は、最近、占領地帯にも通貨を供給するにいたつた。しかしながら、ドイツ領に編入されたエルザス・ロートリンゲンにおいては、ポーランドおよびベルギーの占領地帯中ドイツ領に編入された地方の先例に鑑みて、別個の方向がとられるであらうことは想像に難くない。

四 ドイツ信用金庫マルクの換算率は、一マルクにつきそれぞれ二〇フラン、一〇ベルギー・フラン、三分の二ギルダール、およびハルクセンブルク・フランと定められた。これは軍當局が實際的理由から、多くは外國貨幣に有利に、端數を捨て、ラウンド・ナムバーとした、最近の爲替相場とは幾分偏差のある比率である、といはれてゐる。従つて、結局かかる狀態は維持さるべきではな

く、ベルギーの新發券銀行の設立とベルギー・ルクセンブルク間の國際支拂の再開とともに、爲替相場の水準近くまで改訂され、ベルギー・フランの價值は一〇ライヒスピーニツヒから八ライヒスピーニツヒに、ルクセンブルク・フランは一二・五ライヒスピーニツヒから一〇ライヒスピーニツヒに貶下された。(これらの點については、將來十分なる資料を得て、他の機會に詳述したいと思つてゐる)

——昭和一五・九・一一——

【資料】 Die Bank, 17. Jan. 1940, S. 36—37; 22. Mai 1940, S. 360—361; 17. Juli 1940, S. 510—511; 24. Juli 1940, S. 530—531; 31. Juli 1940, S. 545—546; 14. Aug. 1940, S. 584—587. — Der deutsche Volkswirt, 31. Mai 1940, S. 1182; 26. Juli 1940, S. 1540—1541; 16. Aug. 1940, S. 1669—1670. — Deutsches Recht, 20. April 1940, S. 609—610. — Nationale Wirtschaft, 5. April 1940, S. 57; 5. Juni 1940, S. 91; 5. Juli 1940, S. 107. — usw.

(松井 榮一)

フアッ シスト伊太利亞に 於ける經濟學の傾向

依據文獻—羅馬大學教授 Carlo Costamagna の Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie, Beiheft 36, 1939 に於ける Fascismus, Entwicklung und Lehre なる論文の第四章第三八頁 Die Wissenschaft vom Staate und die Wirtschaftswissenschaft.

資本主義の危機は我々が現に身近に聳々と感じてゐるところである。之に就ては資本主義經濟の理論たる傳統的經濟學が一半の責を免れぬ。De la Bigne も「斯る荒寥たる結果、斯くも馬鹿らしき歸結に導く方法の價值を如何にして疑はざるを得よう。經濟學は最早その固有の原理を拒否し従つて今やその名に値ひせぬものと認めざるを得ないではないか。……そこに經濟學の一大改革が必須である」と云つてゐる。斯くてコスタマニヤは全體主義的國民經濟といふ基礎概念の上に新らしき經濟學を建設すべきことを説くのである。

然らばスミスが把握し古典學派が祖述した經濟學は如